

議案第 72 号

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について
甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

甲府市建築基準法施行条例（昭和 54 年 12 月条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 及び第 28 条の 6 中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に改める。

第 28 条の 7 及び第 28 条の 8 中「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に改める。

別表の第 1 号中「第 18 条第 24 項第 1 号」を「第 18 条第 38 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）附則第 1 条第 3 号に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴う規定の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。